

月形町 第2次総合保健福祉計画 【概要版】

- ◇ 健康増進計画(健康つきがた21)
- ◇ 第6期介護保険事業計画・第7期高齢者保健福祉計画
- ◇ 第2期障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画
- ◇ 子ども・子育て支援事業計画
- ◇ 第2期地域福祉計画



平成27年3月

月形町

第1編 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

月形町では、平成18年度から総合保健福祉計画に基づき、「まんまるはーとで 健やかな福祉社会づくり」を基本理念として保健福祉の施策を進め、着実にその成果を上げてきました。

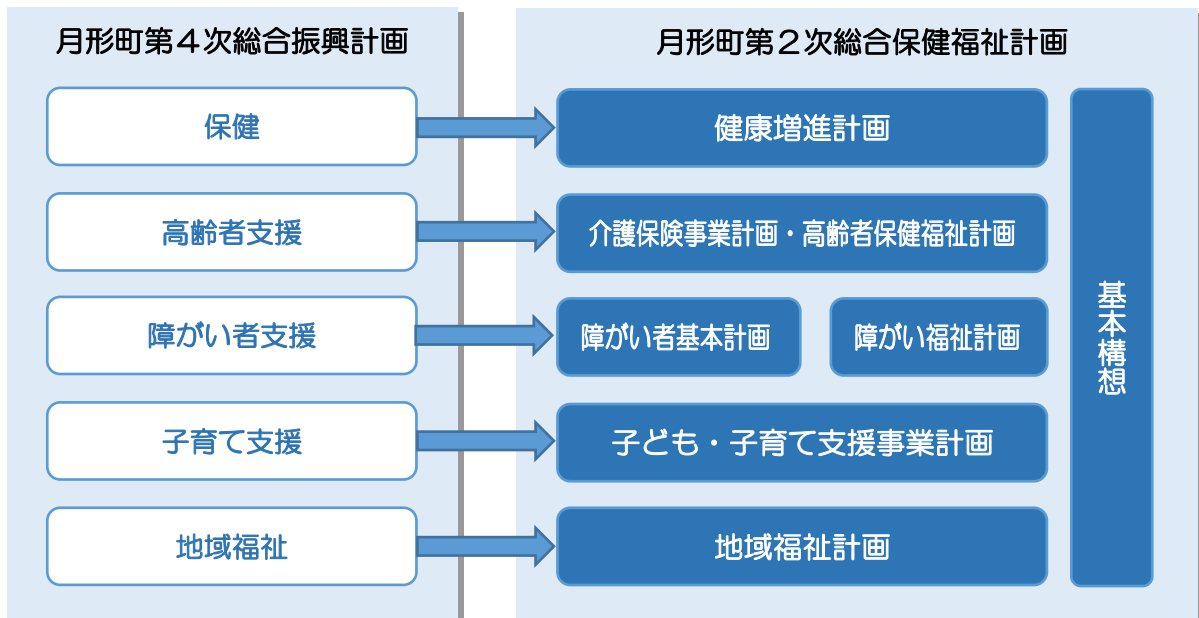
平成27年度からは「月形町第4次総合振興計画」を基本としてまちづくりを進めていきますが、その保健福祉分野では、施策方針として「みんなにやさしく健やかなつぎがた」を掲げ、「保健・医療」「高齢者支援」「障がい者支援」「子育て支援」「地域福祉」「社会保障」の6分野に沿った施策を展開します。

「月形町第4次総合振興計画」の施策体系に沿い、「月形町第2次総合保健福祉計画」は町の保健福祉分野における課題に的確に対応するため、国が示す方向を踏まえつつ、社会保障を除く、保健、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援、地域福祉の分野別計画を1つの計画として集約し、本町が進むべき総合的な保健福祉の方向性の明確化を図るために策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、月形町のまちづくりの基本的方向性を定める「月形町第4次総合振興計画」に即した、保健福祉に関する総合的な計画です。保健福祉の各施策を保健分野、高齢者保健福祉分野、障がい者福祉分野、子育て支援分野、地域福祉分野に分け、これらすべてを包含し計画全体の方向性を示す基本構想から構成されています。

月形町第2次総合保健福祉計画の位置づけ



3. 計画の期間

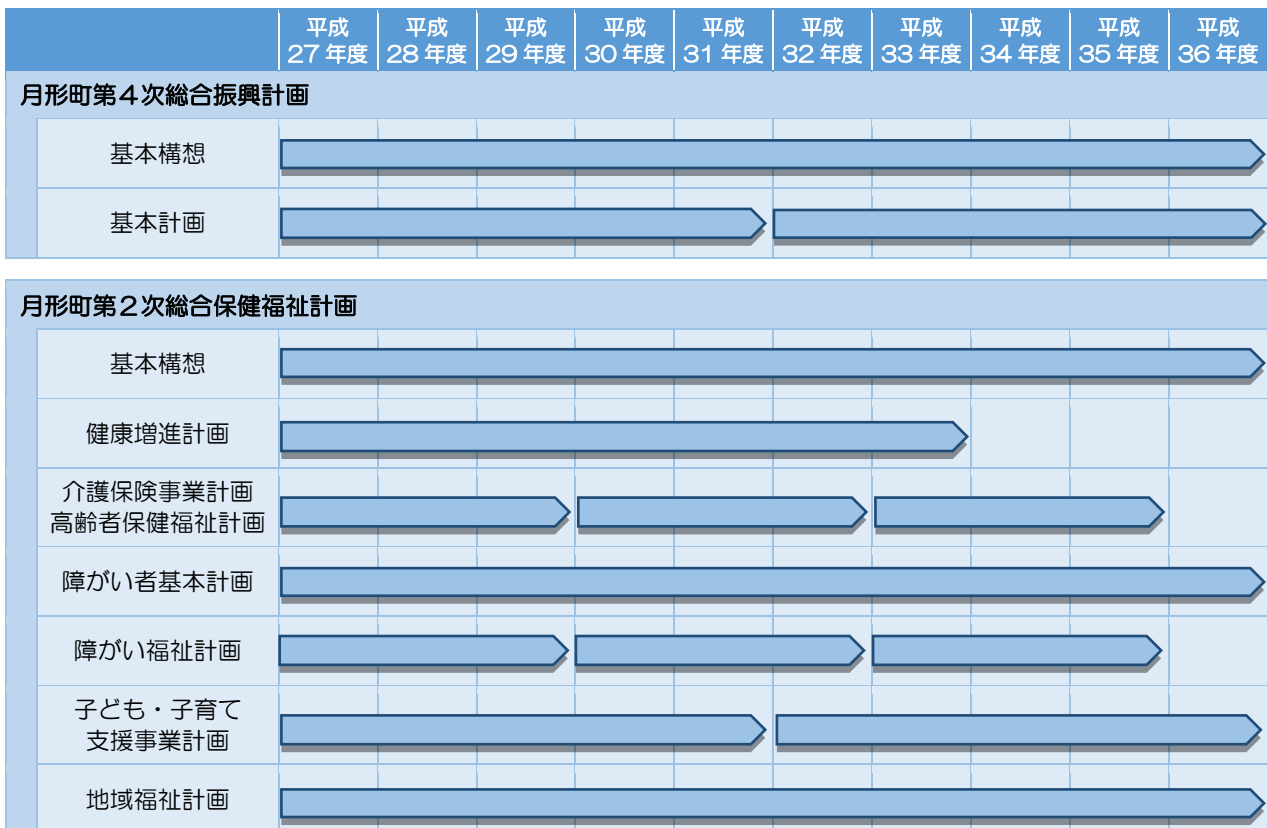
本計画の計画期間は、「基本構想」「第2期障がい者基本計画」「第2期地域福祉計画」については、平成27年度から、「月形町第4次総合振興計画」の計画期間である平成36年度までの10年間とします。

「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法の規定により、平成27年度から平成31年度までの5年計画です。

「第6期介護保険事業計画・第7期高齢者保健福祉計画」は、介護保険法及び老人福祉法の規定により、平成27年度から平成29年度までの3年計画です。

「第4期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法の規定により、平成27年度から平成29年度までの3年計画です。

なお、「健康増進計画」は、法的な計画期間の規定はありませんが、平成24年度から平成33年度までの10年計画として策定済みです。



4. 計画の根拠法

計画	根拠法と位置づけ
健康増進計画	健康増進法第8条の2の規定に基づき定める、住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画です。
介護保険事業計画 高齢者保健福祉計画	老人福祉法第20条の8の規定に基づき定められる『老人福祉計画』及び介護保険法第117条の規定に基づき定められる『介護保険事業計画』を一体的に策定した、介護保険を含めた高齢者の福祉全般にわたる総合的な計画です。
障がい者基本計画	障害者基本法第11条第3項に基づき定める、障がい者の福祉全般にわたる施策の総合的な計画です。
障がい福祉計画	障害者総合支援法第88条に基づき定める、障がい者福祉サービスの見込量等を設定する計画です。
子ども・子育て支援 事業計画	次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく、子どもの成長・子育て支援に関する『次世代育成支援行動計画』と、子ども・子ども子育て支援法第61条第1項に基づく、幼児期における学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画である『子ども・子育て支援事業計画』を一体的に策定した、子ども・子育てに関する総合的な計画です。
地域福祉計画	社会福祉法第107条に基づき定める計画で、対象者ごとに策定される分野別計画を有機的につなげ、発展させる役割を担います。

第2編 基本構想

1. 福祉をめぐる全国的な動向

(1) 高齢化の進展

平成22年国勢調査によると、我が国の全人口の23%が65歳以上であり、現代は、高齢社会のただ中にあります。月形町の高齢化率は全国平均と比べて高く、平成32年には高齢者人口が40%を超えることが予想されています。

65歳以上の高齢者が増加することで、高齢者の考え方や価値観、経済・余暇活動の多様化が予想されます。高齢者の培ってきた知識や経験を活かした雇用や新産業の隆盛、地域活動の担い手としての活躍が期待されることから、地域活動やボランティアなどへの参加支援を強化することが求められます。

(2) 多様化するニーズへの対応

近年、少子高齢化や核家族化の進行、厳しい経済情勢などを背景に様々な課題が顕在化してきた一方で、一人ひとりの価値観や考え方が多様化し、福祉の捉え方も変化してきました。介護などの福祉サービスに対するニーズだけでなく、充実した生活を送るための社会参加や生きがいづくりなど、これまでの福祉サービスでは対応できなかったことも求められるようになっていきます。

また、一方、生活不安や貧困、虐待、孤立死、自殺、配偶者等からの暴力被害、ホームレス、ニートなどの深刻かつ困難な課題についても対応が求められるなど、保健福祉施策に対する需要が複雑化かつ多様化しており、従来の社会保障制度の枠組みでは十分に対応することが困難なケースも増加しています。

今後も、地域で求められているニーズは何かを常に発掘し、把握できる仕組みづくりが必要です。

(3) 共助による地域福祉の推進

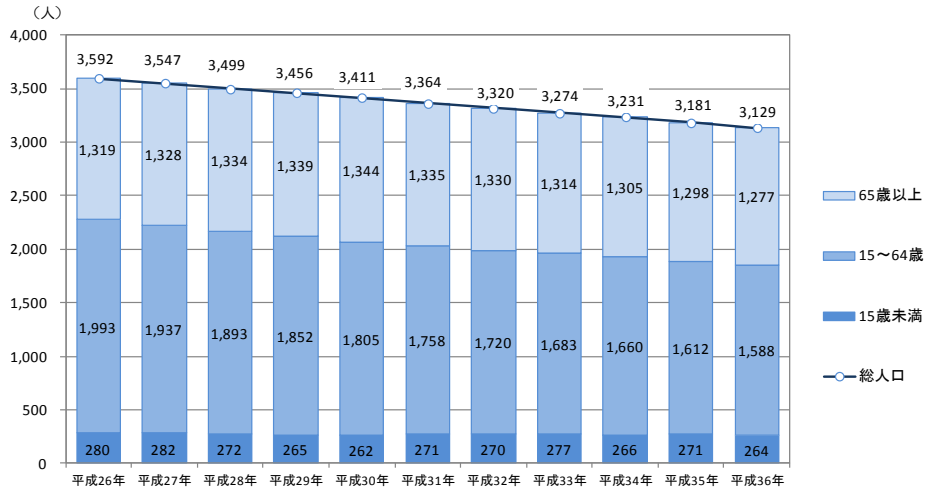
これまでの公的な福祉サービスは、主に、高齢者や障がいのある人など対象者ごとに推進されてきましたが、地域の多様なニーズにきめ細かく対応するためには、公的な福祉サービスと併せて、地域における「共助」の領域を拡大、強化しての取組みとすることが求められています。

2. 月形町をとりまく現状

(1) 将来人口の見通し

本町の総人口は平成26年の住民基本台帳人口では、3,592人ですが、将来は減少傾向で推移し、平成31年は3,364人（6.3%減）、平成36年には3,129人（12.9%減）になると推計されます。

人口推計結果（年齢区分別人口）

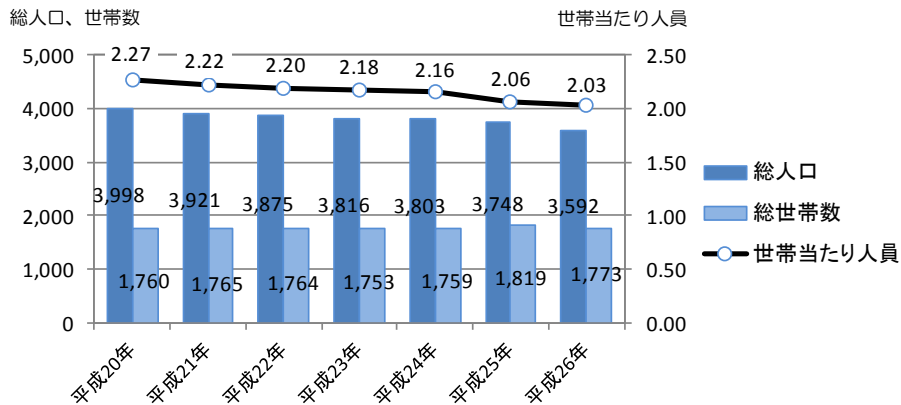


資料／平成26年：住民基本台帳人口（10月1日時点）
平成27年以降：推計値（コホート変化率法）

（2）世帯の状況

総世帯数は、平成20年の1,760世帯から増加傾向にあり、平成25年には1,819世帯（3.4%増）となっています。総人口は減少傾向にあるため、世帯当たりの人員は平成20年の2.27人から平成25年には2.06人まで減少している状況です。

総人口と総世帯数

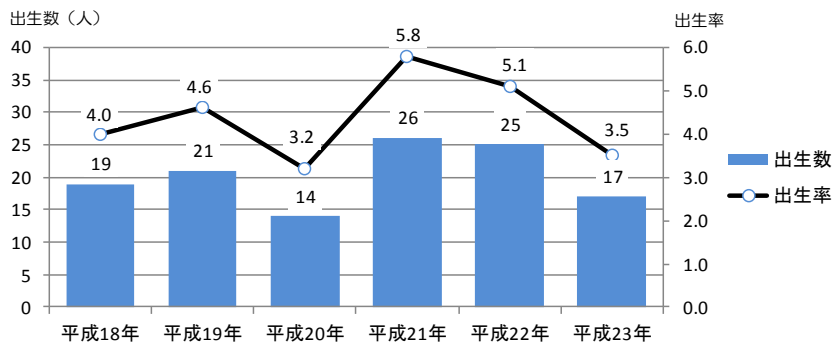


資料／住民基本台帳（各年10月1日時点）

（3）出生の状況

出生数および出生率（人口千人当たりの出生数）は年によってばらつきがありますが、平成21年からは減少傾向となっています。

出生数と出生率の推移



資料／空知地域保健情報年報

3. 基本理念

「共生・自立のまちづくり」を基本理念とした「月形町第4次総合振興計画」では、保健・福祉分野の目標として「みんなにやさしく健やかなつきがた」が設定されました。

本町が持つ福祉の土壌を今後も継承し、さまざまな立場の町民がお互いを認め合い、助け合いながら共生するまちづくりを実現するため、「月形町第4次総合振興計画」の目標を「月形町第2次総合保健福祉計画」の基本理念と定めることとします。



4. 基本目標と施策の方向性

本計画の基本理念「みんなにやさしく健やかなつきがた」の実現のため分野別の基本目標を次のとおりと設定し、それぞれ施策の方向性を示します。

基本目標	施策の方向性
《保健》 みんなが健やかで心豊かに生活できるまち <small>【健康増進計画（健康つきがた 21）】</small>	◆親子期の目標と取り組み ◆成人期の目標と取り組み ◆高齢期の目標と取り組み
《高齢者支援》 高齢者が安心していきいきと暮らせるまち <small>【介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画】</small>	◆安心して暮らせる環境づくり ◆健やかに暮らせる環境づくり ◆社会参加と支え合いの体制づくり
《障がい者支援》 障がい者と共に生き、支え合うまち <small>【障がい者基本計画】【障がい福祉計画】</small>	◆地域生活の支援基盤づくり ◆社会参加の支援体制づくり ◆ともに生きるまちづくりの推進
《子育て支援（基本理念）》 子どもと親と地域でつくる 自然と笑顔あふれるまち <small>【子ども・子育て支援事業計画】</small>	◆地域における子育て支援 ◆すべての子どもと家庭への健康の確保及び増進 ◆子どもの心身の健やかな成長を育む教育環境の整備 ◆すべての家庭への子育て支援の推進 ◆子育てを支援する生活環境の整備
《地域福祉》 地域で支え合い、つながりのあるまち <small>【地域福祉計画】</small>	◆福祉のまちの土壌づくり ◆人にやさしいまちづくりの推進 ◆利用者本位のサービス提供体制づくり

第3編 健康増進計画（健康つきがた21）

1. 月形町民の健康生活の実態と健康づくりの目標・取組み

少子高齢化の急速な進展や生活習慣の多様化により、不規則な食生活や運動不足を原因とした生活習慣病の増加、働き盛り世代の死亡、健康障害、寝たきり、認知症患者が増加しています。

町民の皆さんが「病気や障がいの有無等に関わらず、全ての年代の住民個人が役割、生きがいを持ち続け、住民同士の関わりの中で役割等を遂行できる」よう、自分でできること、地域、関係機関、行政ができることを目標化し、地域全体で支援する環境づくりを推進するため、「親子期」「成人期」「高齢期」の健康課題に対応した計画を策定しました。

2. 施策の基本方向

親子期の目標と取組み	
《めざす健康な姿》子どもが健やかに発育・発達できる 保護者が安心して子育てができる	
健康課題	1目標・2行政の取組み・3達成目標値
こころの健康	1 ストレス解消法を持ち、楽しく笑顔で子育てしましょう。
	2 情報提供・親子で集える場の提供・子育て環境の整備
	3 子どもがいる生活を楽しんでいる割合 現状→100%
生きがい・役割・交流	1 人・世代・地域・色々な交流をしながら子育てしましょう
	2 地域との交流への支援・情報提供・親子で集える場の提供
	3 交流しながら子育てできていると感じている人の割合 今後調査
妊娠期	1 安心・安全に出産できるよう、母親自身と胎児の健康を守りましょう
	2 母子手帳交付・妊娠、出産に関する相談、支援・妊婦健診費用助成
	3 妊娠届出が12週未満の妊婦の割合 92.6%→100%
栄養・食生活	1 一日3回、おいしく楽しく食べましょう
	2 情報提供・相談体制の充実・料理教室の開催
	3 毎日朝食を食べる割合の増加 86.1%→100%
歯の健康	1 乳幼児期からのむし歯を予防しましょう
	2 情報提供と健康教育の実施・むし歯のない子表彰の継続・歯科検診フッ素塗布の実施
	3 ほぼ毎日仕上げ磨きをしている割合の増加 89.3%→100%
身体活動・運動	1 外で元気に身体を動かしましょう
	2 活動しやすい環境づくりへの関係部署への働きかけ・情報提供
	3 外遊びをよくしている子どもの割合の増加(小学生) 54%→80%
生活習慣病・がん	1 子どもが適切な運動習慣を身につけ、生活習慣病やがんを予防できるようにしましょう
	2 健康的な生活習慣づくりへの支援・情報提供
	3 早寝をする子の割合の増加(就学前) 94%→100%
たばこ	1 たばこの煙から子どもを守りましょう
	2 情報提供・妊婦の禁煙への支援・分煙への啓発
	3 妊婦の喫煙率の低下 4.8%→0%

アルコール	1 アルコールが健康に与える影響を理解し、未成年が飲酒することのないようにしましょう。	
	2 アルコールと健康の関係性について情報提供	
	3 健康への影響を理解している子割合の増加	90.7%→100%

成人期の目標と取組み

《めざす健康な姿》

- ・生活習慣病を予防し、身体能力の維持、気持ちの安定が図られ、自身の健康レベルを維持できる
- ・年齢に応じた生きがいや役割を持ち、自分らしく充実した生活が送れる

健康課題	1 目標・2 行政の取組み・3 達成目標値
生活習慣病・がん	1 自分の身体や健康状態を知り、自己管理の方法を身につけましょう
	2 正しい知識の普及啓発・保健指導の充実・受診しやすい健診の整備
	3 特定健康診査受診率の向上 43.6%→60%以上
生きがい・役割・交流	1 人との交流を大切にして生活しましょう 続けられる趣味や生きがいを持ちましょう
	2 交流できる場や機会の確保について関係機関と検討
	3 生きがいを持つ人の割合の増加 79%→90%以上
栄養・食生活	1 栄養バランスや摂取量に気を付け、3食規則正しく食べましょう
	2 栄養知識の普及・望ましい食生活について情報の発信
	3 肥満者の割合の減少 男 35.2%→30%以下 女 26.2%→20%以下
身体活動・運動	1 身体を動かし、体力の維持を図りましょう 自分に合った運動を見つけ、楽しみましょう
	2 手軽にできる運動の普及・運動教室、体力測定の実施
	3 運動習慣のある人の割合の増加 男 23.4%→28%以上 女 26.7%→31%以上
こころの健康	1 自分に合ったストレス解消法を見つけ、気持ちの安定を図りましょう
	2 正しい知識の普及啓発・相談機会の拡充・情報提供
	3 ストレス解消ができていない人の割合の増加 53.9%→60%以上
歯の健康	1 自分の健康な歯を維持しましょう
	2 正しい知識の普及啓発・集団歯科検診実施の検討
	3 1日2回以上歯を磨く人の割合の増加 66.5%→80%
たばこ	1 たばこが与える健康への影響を理解し、禁煙、分煙、節煙をこころがけましょう
	2 健康被害についての周知・禁煙者への支援
	3 肺がん検診受診率の向上 21.4%→30%
アルコール	1 適量飲酒を心がけ、お酒を楽しみましょう
	2 健康被害についての周知・適量と休肝日をもつことの普及
	3 多量飲酒をしている人の割合の減少 7%→5%以下

高齢期の目標と取組み

《めざす健康な姿》

- ・年齢や身体能力に応じた生きがいや役割を持ち、充実した生活が送れる
- ・身体能力の維持、気持ちの安定が図られ、自身の健康レベルを維持できる
- ・住み慣れた地域で安心して生活できる

健康課題	1目標・2行政の取組み・3達成目標値
生活習慣病・がん	1 自分の身体や健康状態を意識し、体調管理と新たな病気の予防を心がけましょう
	2 正しい知識の普及啓発・保健指導の充実・受診しやすい健診の整備
	3 後期高齢者健康診査受診率の向上 10.7%→12%以上
生きがい・役割・交流	1 年齢や経験にあった役割をもち、趣味や生きがいを楽しみながら生活しましょう
	2 介護予防事業の実施・自主活動、世代間交流事業の支援
	3 趣味を持つ人、生きがいを感じる人の割合の維持 90%→90%
身体活動・運動	1 日々の活動で、楽しみながら積極的に身体を動かしましょう
	2 運動機能向上教室の実施・自主グループの支援・情報の発信
	3 運動機能低下者の割合の低下 27.8%→22%以下
こころの健康	1 人と交流し、「会話」と「笑顔」を欠かさない生活を心がけましょう
	2 正しい知識の普及啓発・相談機会の拡充・情報提供
	3 「認知症に注意」と判断される人の割合の低下 46.9%→40%以下
栄養・食生活	1 三食バランスよく食べ、食事を楽しみましょう
	2 栄養知識の普及・調理実習の実施・買い物支援の検討
	3 BMI 25以上の人の割合の減少（70歳以上） 男 42.7%→35%以下 女 37.5%→30%以下
歯の健康	1 歯や入れ歯の手入れをきちんと行い、いつまでもおいしく食べられるようにしましょう。
	2 正しい知識の普及啓発・集団歯科検診実施の検討・口腔ケア教室の実施
	3 歯の手入れを毎日する人の割合の増加 80.7%→100%
たばこ	1 たばこが与える健康への影響を理解し、禁煙、分煙、節煙をこころがけましょう
	2 健康被害についての周知・禁煙者への支援
	3 肺がん検診受診率の向上 19.9%→30%
アルコール	1 適量飲酒を心がけ、お酒を楽しみましょう
	2 健康被害についての周知・適量と休肝日をもつことの普及
	3 男性の適正飲酒者の割合の増加 69.6%→80%以下

第4編 第6期介護保険事業計画・ 第7期高齢者保健福祉計画

1. 施策の基本方向

基本方向1

安心して暮らせる環境づくり

増加を続ける一人暮らしや夫婦世帯の高齢者が、安心して生活できるよう在宅福祉サービスの充実に努めるとともに、高齢者一人ひとりが介護保険サービスを含む様々なサービスや資源を活用しながら、継続的に支援が受けられる地域包括ケアシステムの構築を月形町が中心となって推進します。

施策分野	主な施策・事業
地域包括ケアシステムの構築	制度改正への対応／地域包括支援センターの運営／認知症高齢者対策の推進／地域ケア会議の推進
介護保険サービスの円滑な運営	居宅サービスの提供／施設サービスの提供

基本方向2

健やかに暮らせる環境づくり

私たちがめざすべき方向は、単なる長寿ではなく、高齢者一人ひとりが元気で活動的に生活し、またお互いに助け合うことのできる高齢社会の構築です。

このため、高齢者が住み慣れた地域で継続した生活が送れるよう「介護予防の推進」とともに、新しい介護予防事業・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施にむけて、多様な主体による柔軟な取り組みを推進していきます。

施策分野	主な施策・事業
介護予防・日常生活支援総合事業の推進	介護予防給付からの移行対応／新しいサービスへの取り組み
介護予防・健康づくりの推進	一般介護予防事業の推進／健康づくりの推進
生活支援の充実	在宅福祉サービスの充実／施設福祉サービスの充実

基本方向3

社会参加と支え合いの体制づくり

医療、介護、介護予防、生活支援、住まいそれぞれのサービスを提供する関係機関及び地域住民、ボランティア等の団体が密接に連携することにより、さまざまな課題を抱える高齢者に対して、それぞれの状態に応じ、必要なときに必要なサービスを提供できる体制づくりをすすめます。

また、高齢者の誰もが生きがいや役割を持てるまちづくりを進め、高齢者の多様なライフスタイルの実現を支援していきます。

施策分野	主な施策・事業
社会参加の促進	交流活動の促進／就労対策の推進
安全で快適な生活の確保	高齢者にやさしいまちづくりの推進／移動、交通対策の充実／防災、防犯対策の充実／地域医療体制の充実
支え合うまちづくりの推進	福祉意識の形成／住民参加型の福祉社会の形成

2. 介護保険事業の見込み

(1) 被保険者数の見込み

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
第 1 号被保険者数	1,328	1,334	1,339	1,334	1,238
65～74 歳	535	538	540	552	462
75 歳以上	793	796	799	782	776
第 2 号被保険者数	1,151	1,119	1,090	1,020	951

(2) 要介護認定者数の見込み

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
要介護認定者数	270	277	285	307	304
第 1 号被保険者	263	268	274	296	294
第 2 号被保険者	7	9	11	11	10

(3) 所得段階別保険料（平成 27～29 年度）

保険料段階	本人の年金収入額等	課税区分	基準額に対する割合	月額	年額
第 1 段階	生活保護受給者、または 老齢福祉年金受給者、または 本人年金収入額が 80 万円以下	世帯全員 非課税	0.45 (0.50)	2,258 円 (2,500 円)	27,100 円 (30,200 円)
第 2 段階	本人年金収入額が 80 万円超、120 万円以下	世帯全員 非課税	0.75	3,775 円	45,300 円
第 3 段階	本人年金収入額が 120 万円超	世帯全員 非課税	0.75	3,775 円	45,300 円
第 4 段階	本人年金収入額が 80 万円以下	本人 非課税	0.90	4,525 円	54,300 円
第 5 段階 (基準額)	本人年金収入額が 80 万円超	本人 非課税	1.00	5,041 円	60,400 円
第 6 段階	合計所得金額が 120 万円未満	本人課税	1.20	6,033 円	72,400 円
第 7 段階	合計所得金額が 120 万円以上、190 万円未満	本人課税	1.30	6,541 円	78,500 円
第 8 段階	合計所得金額が 190 万円以上、290 万円未満	本人課税	1.50	7,550 円	90,600 円
第 9 段階	合計所得金額が 290 万円以上	本人課税	1.70	8,550 円	102,600 円

※保険料（年額）は端数調整をしています

※カッコ内：平成 27・28 年に実施される軽減措置が行われる前の金額



1. 障がい者基本計画の施策の基本方向

基本方向1

地域生活の支援基盤づくり

人生のいずれの時期に障がいを持っていても安心して生活できるよう、必要な時期に適切な治療や相談指導、情報提供等が受けられる体制をつくるとともに、障がいの種類や程度にかかわらず、多様なニーズに応じた障がい福祉サービスを利用できるよう、障がい者の地域生活を支援する基盤の充実を推進します。

施策分野	主な施策・事業
教育の充実	就学前保育・教育・療育の充実／就学期保育・療育の充実／学校教育の充実
保健・医療の充実	疾病・障がいの早期発見・早期療育／保健・医療・福祉分野の連携体制の強化
情報提供と相談支援の充実	障がい者福祉に関する情報提供の充実／相談体制の充実／権利擁護に関する支援
福祉サービスの充実	在宅生活への支援の充実／日中活動への支援の充実／経済的支援の充実／暮らしやすい住宅づくりの促進／障がい者の高齢化への対応

基本方向2

社会参加の支援体制づくり

障がい者が地域でいきいきと働くことは、労働による経済的な自立を図るとともに、就労を通じた自己実現の場として社会からの孤立を回避し、社会のなかでの役割や生きがいを見出すうえで重要な意義を持っています。また、生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動など、地域で行われる幅広い活動に参加することで、一人ひとりの個性や能力を最大限に活かしていくことができます。

このような社会活動に参加するための支援体制づくりを推進します。

施策分野	主な施策・事業
障がい者雇用の確保	公的機関での雇用／民間事業所での雇用の促進／福祉的就労の促進
生涯学習・スポーツの促進	生涯学習機会の拡大／スポーツ・レクリエーションの振興
まちづくりへの参画の拡大	政策・方針決定の場への参画促進／障がい者団体の活動に対する支援

基本方向3

ともに生きるまちづくりの推進

共生社会を実現するため、生活基盤や安全対策などのハード面と、障がいに関する理解、やさしい地域づくりをめざすソフト面の両面から、障がい者の活動や、暮らしの中に残されている様々な障壁（バリア）を取り除くための取り組みを継続して推進します。また、防犯活動や防災活動など、障がい者の状況を踏まえながら、地域ぐるみでの安心安全なまちづくりを推進します。

施策分野	主な施策・事業
啓発・広報活動の推進	啓発活動の推進／広報の充実／交流の促進
福祉教育の推進	学校等における福祉教育の推進／地域における福祉教育の推進
障がい者にやさしいまちづくりの推進	公共施設等の整備／円滑なコミュニケーションの支援／交通対策の推進
防犯・防災体制の充実	防災体制の充実／防犯対策の充実

2. 障がい福祉計画の基本方針

(1) 障がい福祉サービスに関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制を確保するため、本計画の方向性を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、計画的な整備を図ります。

ア サービス提供基盤の整備

家庭や日中活動のさまざまな場面において、障がい者のニーズや生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、障がい福祉サービスの確保に努めます。

イ 障がい者の就労の促進（障がい福祉施設から一般就労への移行）

障がい者が、障がいの軽重にかかわらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいを持てるようにするため、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮し、障がい福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の拡大を図ります。

ウ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を推進するため、地域での居住の場となるグループホームの充実を図るとともに、移行後の生活において必要な訪問系・日中活動系サービスその他の必要な支援を行います。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、グループホームまたは障がい者支援施設に付加した地域生活支援拠点の整備を図ります。

(2) 相談支援に関する基本的考え方

障がい者、とりわけ、重度の障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、ケアマネジメントの充実など、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる「障がい者自立支援ネットワーク会議」において、関係機関との連携強化と情報共有を図ります。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保

障がい児およびその家族に対する支援は、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのため、児童発達支援や放課後等デイサービスなど障がい児通所支援サービスの整備を行うとともに、障がい児支援サービスを利用する際の情報提供や利用計画作成の支援を行い、障がい児相談支援サービスを整備します。



3. 障がい福祉計画の数値目標

(1) 入所施設から地域生活への移行

項目	数値	国の基本指針
平成 25 年度末の施設入所者数 (a)	11 人	目標設定の基準値
平成 29 年度末の施設入所者数 (b)	10 人	地域生活への移行者数 (c) と新規入居者数を勘案
平成 29 年度までの削減見込	1 人 (9.1%)	平成 25 年入所者数からの削減見込み数 (a) - (b)
平成 29 年度の地域生活移行者数 (c)	1 人 (9.1%)	(a) のうち地域生活に移行する人の目標数

(2) 福祉施設から一般就労への移行

①障がい福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	国の基本指針
平成 24 年度中の年間一般就労移行者数 (a)	0 人	目標設定の基準値
平成 29 年度中の年間一般就労移行者数	1 人	【目標値】 基準値 (a) の2倍以上

②就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	国の基本指針
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数 (a)	0 人	目標設定の基準値
平成 29 年度の就労移行支援事業利用者数	1 人	【目標値】 基準値 (a) の6割以上増加



第6編 子ども・子育て支援事業計画

1. 施策の基本方向

基本方向1

地域における子育て支援

子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れるさまざまな子育て支援サービスの充実や自然の中で伸び伸びと子育てできる環境づくりを推進します。

子ども・子育て支援法に基づく月形町子ども・子育て支援事業計画に従い、子育て支援サービスの充実を図ります。

施策分野	主な施策・事業
地域における子育て支援サービスの充実	認定こども園開設の推進／学童保育所運営／ブックスタート事業／親子や子どもの遊び場の提供／民生委員児童委員・主任児童委員活動／子育てサロン／地域子育て支援拠点事業
保育サービスの充実	幼児期の教育と保育／認定こども園／地域子ども・子育て支援事業

基本方向2

すべての子どもと家庭への健康の確保及び増進

安心して出産を迎え、また不安が少ない中で子育てをすることができるよう、妊娠早期から親子の健康管理や周囲の親子と交流する機会の提供を行い、孤立化せず、地域ぐるみで子育てを推進できるように支援します。

また高校生対象の健康教育などの思春期保健対策や母性、父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組みます。

施策分野	主な施策・事業
妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	乳幼児健診／歯科検診・フッ素塗布・フッ化物洗口／妊婦健康診査受診料助成／家庭訪問・来所・電話相談／股関節脱臼検査／出産後すくすくコール／プレママクラブ（母親学級）
学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	保健対策の充実
「食育」の推進	キッズクッキング教室／学校における食の指導／乳幼児栄養指導／保育における食育指導

基本方向3

子どもの心身の健やかな成長を育む教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、さまざまな支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域等の地域資源を活用し、子どもを生み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

施策分野	主な施策・事業
子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備	学力の向上／豊かな人間性の育成／体験学習の充実／体力、運動能力の向上とスポーツ活動の支援／教職員の資質向上／幼児教育への支援
家庭や地域の教育力の向上	家庭教育フォーラムへの支援

基本方向4

すべての家庭への子育て支援の推進

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男女がともに働き方や就業体制を見直し、お互いに協力しあいながら子育てと仕事が両立しやすい環境を推進します。

また、児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの理解を深め、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

施策分野	主な施策・事業
仕事と子育ての両立の推進	男女共同参画の推進／仕事と子育ての両立の推進／利用者負担額（保育料）の軽減
支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進	要保護児童対策地域協議会の活用／乳幼児健診等の活用／ひとり親家庭等の育児支援／ひとり親家庭等医療費助成事業／乳幼児等医療費給付事業／要保護標準要保護児童生徒就学援助／特別支援教育の充実／障がい児の保育所での受入／子ども・精神障害回復者訓練通所助成／子ども発達支援利用者負担額助成／巡回児童相談

基本方向5

子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心して伸び伸びと活動ができる環境を整備します。

さらに安全に安心して外出することができる道路交通環境、公園等を含めた自然環境など、子育ての実態に配慮し、月形町総合振興計画に基づいた整備を図ります。

施策分野	主な施策・事業
安全・安心な環境の整備	シックハウス対策の推進／街灯の維持管理への支援／公共施設のバリアフリー化等の推進
安全・安心まちづくりの推進	小学校交通安全教室／児童生徒の安全確保対策会議／子どもの健全育成サポートシステム／サポートハウス事業／地域子育て力強化事業／不審者情報の発信



2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

平成27年度から平成31年度の幼児期の教育・保育の見込量とその確保方策は次のとおりです。

- * 1号認定（3～5歳）：3歳以上で幼稚園を希望する場合
- * 2号認定（3～5歳）：3歳以上で保育を必要とし保育所等を希望する場合
- * 3号認定（0～2歳）：3歳未満で保育を必要とし保育所等を希望する場合

		平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		教育	保育				
①量の見込み	3号認定（0歳）	0	5	5	5	4	4
	3号認定（1歳）	0	6	6	6	5	6
	3号認定（2歳）	0	6	5	5	6	5
	2号認定（3～5歳）	12	23	32	32	31	31
	1号認定（3～5歳）	30	0	28	26	27	25
	合計	42	40	76	74	73	71
②確保策		70	40	80	80	80	80
②-①		28	0	4	6	7	9

3. 地域子ども・子育て支援事業

平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、次の事業が予定されています。

- ・ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- ・ 妊婦健康診査
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 一時的預かり事業
- ・ 延長保育事業（時間外保育事業）
- ・ 病児保育事業
- ・ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

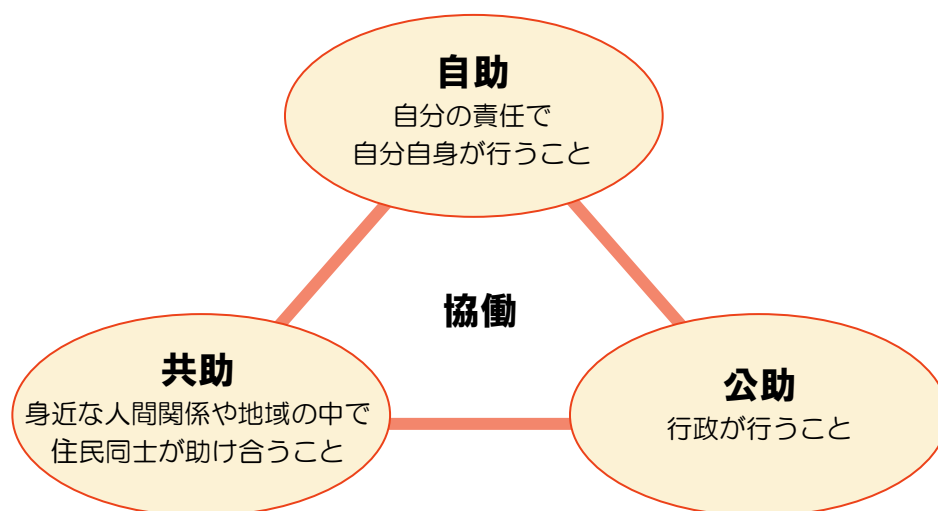


第7編 地域福祉計画

1. 地域福祉とは

「地域福祉」（福祉のまちづくり）とは、これらの手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題を、「高齢者」や「障がい者」、「子ども」といった「対象者」ごとではなく、自分たちが住んでいる「地域」という場所を中心に考え、地域に住む人が互いに思いやりをもって、公的な福祉サービスを利用しながら、ともに支えあい助けあうことで、自立した生活を送るということです。

このため、多様な担い手がそれぞれの特性を活かした役割分担の下に、生活課題の解決にむけて努力していくことが重要であり、自助「自分の責任で自分自身が行うこと」、共助「身近な人間関係や地域の中で住民同士が助け合うこと」、公助「公的機関が行うこと」が適切に連携し、地域全体で支え合い、助け合うまちづくりを進めることが求められています。



2. 計画の対象者と担い手

本計画の対象者は、限られた社会的弱者のみではなく、月形町に住む全ての住民となります。

その中では、生活に支援を必要とする高齢者や障がい者、またその方のご家族、子育て中の方などはもちろんのこと、年齢、性別、国籍などに関わりなく、地域に住むすべての人が対象となります。

本計画の担い手、すなわち地域福祉の担い手は、対象者と同じく、地域住民すべてとなりますが、次のような各組織を中心としてとらえることが考えられます。

例として、行政区・町内会、住民団体、ボランティア団体、NPO 法人、といった住民主体の活動団体があげられます。また、行政と社会福祉協議会はもちろんのこと、民生委員児童委員、社会福祉の事業者、企業なども重要な担い手となるため、関係団体相互の協力をしていく必要があります。

3. 施策の基本方向

基本方向1

福祉のまちの土壌づくり

福祉ニーズが急速に増大、多様化する現代においては、町民の自助努力と、町民どうしの共助がまず行われ、自助や共助では不可能なことについて、公的福祉サービスによる公助で補完するという原則を尊重していかなければ、福祉は持続することができません。

そのため、支えあう意識の高揚を図り、福祉の担い手の育成に努めることにより、自助・共助の土壌を醸成するとともに、地域福祉活動の舞台となる町内のあらゆる場所で、支え合い、助け合える地域づくりを進めます。

施策分野	主な施策・事業
福祉のこころづくりの推進	支え合う意識の高揚／福祉の担い手の育成
地域の見守り体制の構築	見守りネットワークの構築／関係機関の連携・支援体制づくり
住民活動への支援	地域づくり活動への支援／ボランティア活動の促進
関係団体への支援	社会福祉協議会への支援／各種関連団体への支援

基本方向2

人にやさしいまちづくりの推進

住み慣れた地域で、安心・安全に暮らすためには、日常生活上の不安を解消することが必要です。人にやさしいまちづくりを行うため、防災・防犯、交通安全対策などについて、地域ぐるみで対応できる体制づくりを目指します。

また、地域のみんなが安全に暮らせるために、公共施設や公営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、介護が必要な高齢者や、障がい者のために、移動手段の確保や除雪サービスなど生活支援にも力を入れていきます。

施策分野	主な施策・事業
安心・安全のまちづくり	緊急時・災害時の支援体制づくり／防犯対策の推進
生活環境の整備	障壁のないまちづくりの推進／移動支援の推進／除雪対策の充実／生活支援の充実

基本方向3

利用者本位のサービス提供体制づくり

公的福祉サービスは、本来、自助・共助を補完するものですが、福祉ニーズが増大、多様化する中、利用者が真に必要なサービスを自ら選択し、質の高いサービスを安心して利用できるしくみが重要となっています。

そのため、高齢者施策、障がい者施策、子育て施策など、分野ごとのサービス・事業をわかりやすく情報提供し、すべての利用者がサービス・事業に満足できるよう、町民、事業者、行政が連携しながら、利用者本位のサービス提供体制づくりに努めていきます。

施策分野	主な施策・事業
情報提供・相談体制の強化	相談窓口の充実／情報提供の充実／権利擁護事業の推進
福祉サービスの充実	子育て支援の充実／高齢者支援の充実／障がい者支援の充実／生活困窮者支援の充実

月形町第2次保健福祉総合計画 【概要版】

発行・制作	北海道月形町保健福祉課
住 所	北海道樺戸郡月形町字月形1466番地1 (月形町保健福祉総合センター内)
電 話	0126-53-3155
FAX	0126-53-3177
URL	http://www.town.tsukigata

